

第30回 株式会社インテリックス 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2025年8月26日（火）午前10時

開催場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム

決議事項

- 第1号議案 株式移転計画承認の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

インターネット等及び書面による議決権行使期限

2025年8月25日（月）午後6時

IntelleX

株式会社 インテリックス

（証券コード：8940）

(証券コード8940)

2025年8月7日

(電子提供措置開始日2025年8月5日)

株 主 各 位

東 京 都 渋 谷 区 桜 丘 町 3 番 2 号

株 式 会 社 イン テ リ ッ ク ス

代表取締役社長 俊 成 誠 司

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.intellex.co.jp/company/ir/stockinfo/generalmeeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8940/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「インテリックス」又は「コード」に当社証券コード「8940」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年8月25日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第30期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 株式移転計画承認の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年8月26日（火曜日）
午前10時



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年8月25日（月曜日）
午後6時入力完了分まで



書面で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年8月25日（月曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXX

〇〇〇〇〇〇

➡ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

インターネット等及び書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

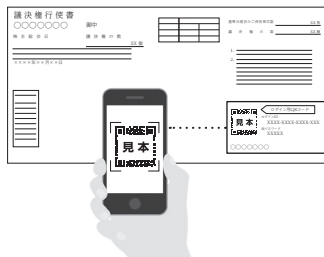
議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2025年12月1日を効力発生日（予定）として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、持株会社（完全親会社）である「株式会社インテリックスホールディングス」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2025年6月27日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は次のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由及び目的等

（1）背景および目的

当社は、1995年の創業以来、リノベーション業界のフロントランナーとして、リノベーション済みマンションの販売で初めてアフターサービス保証を導入するなど業界の先駆けとなる様々な取り組みを行ってまいりました。また、業界団体であります一般社団法人リノベーション協議会の発足、運営にも率先して携わることで業界の整備、認知・市場拡大に寄与してまいりました。

2025年は、当社が創立30周年を迎えるにあたり、次の10年そしてその先を見据えて、より機動的に経営を実践し、かつより強度の高いガバナンス体制の構築、次世代経営者の育成を推進するために、持株会社体制への移行が最適であると判断いたしました。

本移行により、持株会社は、経営戦略の策定、グループ事業会社の支援、及びSaaS事業（不動産DX）分野や省エネルギー分野をはじめとする不動産業界の様々なソリューションサービスの提供、より快適な住まいづくりを加速させるM&Aや、新規事業創出を含む戦略投資の拡大に注力してまいります。一方で、事業会社は、事業運営に専念し、環境変化に迅速に対応しながら独立した形で収益の拡大を目指していくグループ経営体制を構築していきたいと考えております。

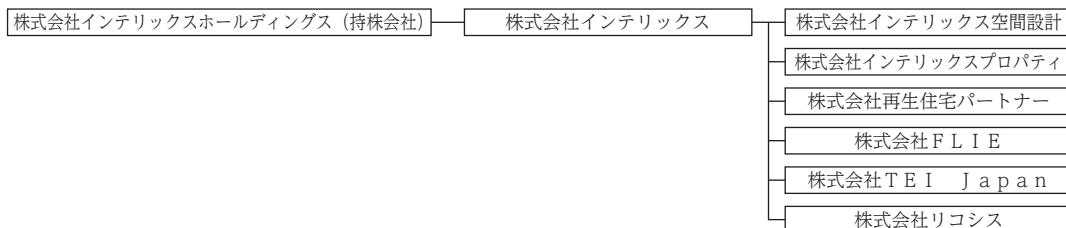
このような企業体制への移行を推進することで、経営資源配分の最適化を図り、当社グループ全体の価値向上と持続的な成長を実現してまいります。

（2）持株会社体制への移行手順

当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

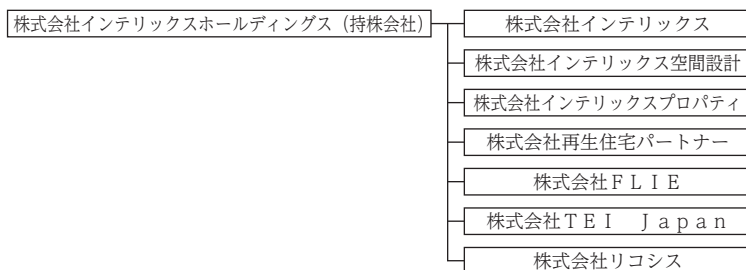
【ステップ1】単独株式移転による純粋持株会社の設立（本株式移転の実施）

2025年12月1日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社になります。



【ステップ2】持株会社設立後の体制

持株会社の設立と同日に、純粋持株会社体制へ移行するため、当社の一部の子会社（以下「移行対象子会社」といいます。）の株式及び持分を持株会社が直接保有する形となるよう、当社が保有する移行対象子会社の株式を持株会社に対して現物配当する方法で移転することにより、下記の通りグループ内での再編を行う予定です。その後の具体的な再編方法については、検討中です。



（3）その他

当社は、新たに設立する持株会社の株式について、東京証券取引所スタンダード市場への新規上場（テクニカル上場）を申請する予定であり、上場日は2025年12月1日を予定しております。また、当社は本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の上場に先立ち、2025年11月27日に東京証券取引所スタンダード市場を上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。

2. 株式移転計画の内容の概要

株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社インテリックス（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により、甲がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社（以下「乙」という。）に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）に関し、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第6条に定義する。以下同じ）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる本株式移転を行う。

第2条（目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

（1）目的 別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

（2）商号 「株式会社インテリックスホールディングス」とし、英文では、「I N T E L L E X
H O L D I N G S C o . , L t d .」と表示する。

（3）本店の所在地 東京都渋谷区におく。

（4）発行可能株式総数 17,500,000株とする。

2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」記載のとおりとする。

第3条（設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

（1）取締役会長 山本 卓也

（2）代表取締役社長 俊成 誠司

（3）取締役 中拂 一成

（4）社外取締役 村木 徹太郎

（5）社外取締役 富田 尚子

2 乙の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

（1）常勤監査役 鶴田 豊彦

（2）社外監査役 北村 章

（3）社外監査役 矢田堀 浩明

3 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

太陽有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して甲の株主に交付する株式及びその割当て）

乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。なお、甲は、乙の成立の日（以下に定義される。）後相当の時期に、本株式移転により交付を受けた乙の普通株式を処分しなければならないものとする。

2 乙は、前項の定めにより交付される乙の普通株式を、基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条（資本金及び準備金の額）

乙の成立の日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|--------------|
| （1）資本金の額 | 413,000,000円 |
| （2）資本準備金の額 | 317,000,000円 |
| （3）利益準備金の額 | 0円 |

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2025年12月1日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、乙の成立の日を変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

甲は、2025年8月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（上場証券取引所）

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定する。

第9条（株主名簿管理人）

乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、乙の成立の日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許

認可等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第11条（本計画の変更等）

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第12条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

2025年6月27日

甲： 東京都渋谷区桜丘町3番2号
株式会社インテリックス
代表取締役社長 俊成 誠司

別紙

株式会社インテリックスホールディングス 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社インテリックスホールディングスと称し、英文ではINTELLEX HOLDINGS Co., Ltd. と記載する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 不動産の売買、仲介、賃貸借、管理および鑑定評価
2. 室内装飾の設計および施工
3. 家具、室内装飾品、住宅関連機器の売買、貸借およびその仲介ならびに製造および加工
4. 不動産売買および斡旋に伴う資金貸付ならびに債務保証
5. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分等の売買、仲介および管理
6. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業および投資助言・代理業
7. 不動産特定共同事業法に基づく事業
8. ホテル、旅館の経営
9. レストラン、飲食業の経営
10. 旅行業
11. イベントの企画、制作および運営
12. 会社の合併ならびに技術、販売、製造等の提携の斡旋
13. 介護に関する事業
14. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
15. 前各号に関する調査、研究、企画等のコンサルティング業務
16. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、17,500,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故がある時は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故がある時は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。

ただし、緊急を要する時は、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する時は、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第40条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2026年5月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第26条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役に対する金銭報酬等

報酬等(「(2) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権」を除く。)の総額は、年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない。)とする。

(2) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権

ア 「(1) 取締役に対する金銭報酬等」の報酬枠とは別枠で、業務執行取締役(非業務執行取締役及び社外取締役を除く。以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内とする。

イ 対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として当会社に現物出資させることで、対象取締役に当会社の普通株式を発行又は処

分し、これを保有させる。発行又は処分される普通株式の総数は、1事業年度当たり対象取締役に対して合計で年5万株以内とする。

ウ 当会社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に有利としない金額で取締役会が決定する。これによる当会社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当会社と対象取締役との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとする（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という。）。

（ア）対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

（イ）原則として譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものとする。

（ウ）上記（ア）の定めにかかわらず、譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が任期満了、死亡、その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除する。譲渡制限期間中に、対象取締役が法令違反その他取締役会が定める事由に該当する場合、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

（エ）上記（ア）の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（オ）その他の内容については、取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

（譲渡制限の承継）

第3条 当会社は、株式会社インテリックスの2020年8月27日開催の第25回定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬制度に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2025年12月1日をもって、株式会社インテリックスの契約上の地位及び権利義務を承継するものとする。

（最初の監査役の報酬等）

第4条 第35条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の監査役の報酬等の額は、年額50百万円以内とする。

（附則の削除）

第5条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、自動的に削除する。

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価の相当性に関する事項

① 交付する株式数およびその割当ての相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化がないことから、株主の皆様には不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることとしました。このため、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は、8,932,100株を予定しています。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動します。

なお、本株式移転により、当社が保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて持株会社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することになりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。

② 資本金および準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金の額および準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模および資本金政策等に照らして相当であると判断しています。

(2) 新株予約権の定め の 相当性に関する事項

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、現在のところ生じていません。

4. 持株会社の取締役となる者についての事項

持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1) 所有する当社株式数 (2) 割り当てられる持株 会社の株式数
やま もと たく や 山 本 卓 也 (1954年3月17日生)	1995年 7 月 当社設立 1997年 1 月 当社代表取締役社長 2003年 4 月 株式会社イーアライアンス代表取締役 2020年 8 月 当社代表取締役会長 2022年 2 月 株式会社リコシス代表取締役社長(現任) 2022年 8 月 当社取締役会長(現任) 2023年 5 月 株式会社イーアライアンス代表取締役(現任) 重要な兼職状況 株式会社リコシス代表取締役社長 株式会社イーアライアンス代表取締役	(1) 14,100株 (2) 14,100株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、1995年に当社を創業して以来、長年にわたって当社グループ経営を統括し、その経営戦略に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であると判断し、持株会社の取締役候補者いたしました。		

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1) 所有する当社株式数 (2) 割り当てられる持株 会社の株式数
とし なり せい じ 俊 成 誠 司 (1979年4月13日生)	2011年 1 月 当社入社 2015年 1 月 当社執行役員ソリューション事業部長 2015年 4 月 株式会社インテリックスプロパティ取締役(現任) 2017年 8 月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部長 2018年 1 月 株式会社インテリックス信用保証(現株式会社再生住宅パートナー)取締役(現任) 2019年 8 月 当社代表取締役副社長ソリューション事業部、リレーション事業部、事業戦略部担当兼人事・人材開発部、情報システム部管掌 2019年11月 株式会社 F L I E 取締役(現任) 2020年 8 月 当社代表取締役社長(現任) 株式会社インテリックス空間設計代表取締役社長 2021年 1 月 株式会社イーアライアンス代表取締役 株式会社インテリックス T E I (現株式会社TEI Japan)取締役(現任) 2023年 6 月 株式会社インテリックス空間設計取締役 (現任)	(1) 23,300株 (2) 23,300株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社において財務、ソリューション事業分野を中心とした知識と経験を有しております。2015年1月の執行役員就任以来、アセットシェアリング事業の営業戦略に大きく貢献して参りました。また、2020年8月からは、当社代表取締役社長に就任しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であると判断し、持株会社の取締役候補者となりました。		

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1) 所有する当社株式数 (2) 割り当てられる持株 会社の株式数
なか はらい かず なり 中 拂 一 成 (1971年2月19日生)	2003年 1 月 当社入社 2018年 6 月 当社執行役員管理部門財務部長兼業務管理部長 2019年 6 月 当社執行役員管理部門担当兼財務部長兼業務管理部長 2022年 4 月 株式会社リコシス執行役員財務経理部長兼企画開発部長 2023年 6 月 当社執行役員コーポレート部門担当兼財務部長兼人事総務部長 株式会社リコシス執行役員財務経理部長(現任) 2023年 7 月 株式会社インテリックスプロパティ取締役(現任) 2023年 8 月 当社取締役兼執行役員コーポレート部門担当兼財務部長兼人事総務部長 2024年 8 月 当社取締役兼執行役員コーポレート部門担当兼財務部長 2025年 6 月 当社取締役兼執行役員コーポレート部門担当兼財務部長兼業務管理部長(現任)	(1) 3,700株 (2) 3,700株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社において管理部門における豊富な経験・知識を有しております。2018年6月の執行役員就任以来、財務戦略等に大きく貢献して参りました。また、2023年8月には取締役就任し、コーポレート部門を担当しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であると判断し、持株会社の取締役候補者といたしました。		

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1) 所有する当社株式数 (2) 割り当てられる持株 会社の株式数
むら き てつたろう 村 木 徹太郎 (1965年3月17日生)	1991年 7 月 スイス銀証券会社東京支店(現ＵＢＳ証券株式 会社)入社 1996年 9 月 世界銀行グループ入行 2001年 6 月 ハーバード大学行政大学院(ケネディスクール) ＭＰＡ取得 2002年 5 月 イデアキャピタル株式会社 代表パートナー 2003年 7 月 株式会社産業再生機構入社 マネージングディ レクター 2004年 5 月 株式会社カネボウ化粧品 取締役兼執行役 最高 財務責任者（ＣＦＯ） 2007年 9 月 株式会社東京証券取引所グループ入社 経営企 画部 企画統括役 2009年 5 月 株式会社ＴＯＫＹＯ Ａ Ｉ Ｍ取引所 代表取締役 社長 2012年10月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 専 務執行役員 2012年12月 同社 専務執行役員兼シンガポール支店長 2016年 3 月 株式会社パラマウント・エイム 代表取締役(現 任) 2017年 8 月 当社社外取締役(現任) 重要な兼職状況 株式会社パラマウント・エイム 代表取締役	(1) 一株 (2) 一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、会社経営者としての幅広い経験、見識を有しております。2017年8月の社外取締役就任以来、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のために必要不可欠であることから、引き続き同様の役割を果たしていただくことを期待し、持株会社の社外取締役候補者いたしました。		

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1) 所有する当社株式数 (2) 割り当てられる持株 会社の株式数
とみ た なお こ 富 田 尚 子 (1964年8月3日生)	1988年 4 月 三井生命保険相互会社(現大樹生命保険株式会 社)入社 1994年 1 月 トーマツ／デロイト&トウシュ LLP, NY 入所 1997年 2 月 興銀インベストメント株式会社 入社 1999年12月 株式会社クレイフィッシュ 取締役 最高財務責 任者 2001年 9 月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナ ル・インク ディレクター 2003年 8 月 株式会社産業再生機構 プロフェッショナル・ オフィス シニアマネージャー 2004年 9 月 株式会社オーシーシー 社外取締役 2007年 4 月 株式会社バンダイナムコホールディングス エ グゼクティブ・アドバイザー 2015年 8 月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザ リー合同会社 シニア・ディレクター 2016年 7 月 金融庁 監督局総務課主任専門検査官 兼 監督調 査室調査企画第2課長補佐 金融研究センター管 理官 2019年12月 DNX Ventures Chief Financial Officer 2021年12月 株式会社WHI Holdings 取締役 監査等委員(現 任) 2022年 8 月 当社社外取締役(現任) 2024年 5 月 株式会社ワールド社外取締役 監査等委員(現任) 2024年10月 Y&N Management株式会社 代表取締役(現任) 2025年 4 月 嘉悦大学 大学院ビジネス創造研究科 経営経済 学部 教授(現任) 重要な兼職状況 株式会社WHI Holdings 取締役 監査等委員 株式会社ワールド社外取締役 監査等委員 Y&N Management株式会社 代表取締役 嘉悦大学 大学院ビジネス創造研究科 経営経済学部 教授	(1) 一株 (2) 一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、会社経営者としての幅広い経験、見識を有しております。2022年8月の社外取締役就任以来、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のために必要不可欠であることから、引き続き同様の役割を果たしていただくことを期待し、持株会社の社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定もありません。
2. 村木徹太郎氏及び富田尚子氏は、持株会社の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、村木徹太郎氏及び富田尚子氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。持株会社が設立され両氏が就任した場合には、持株会社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 持株会社が設立され、村木徹太郎氏及び富田尚子氏が社外取締役に就任した場合には、持株会社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 富田尚子氏の戸籍上の氏名は富田尚子であります。
6. 各候補者が所有する当社の株式の数は、当期末（2025年5月31日）現在の株式数を記載しております。また、割り当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社株式数は、持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

5. 持株会社の監査役となる者についての事項

持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1) 所有する当社株式数 (2) 割り当てられる持株 会社の株式数
つる た とよ ひこ 鶴 田 豊 彦 (1957年9月25日生)	2002年 9 月 当社入社 2003年 6 月 当社取締役経営企画部長 2005年12月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長 2010年 8 月 当社専務取締役管理部門担当兼経営企画部長 2019年 6 月 当社専務取締役コーポレート・ガバナンス推進 担当兼 I R 部管掌 2021年 8 月 当社常勤監査役(現任) 株式会社インテリックス空間設計監査役(現任) 株式会社インテリックスプロパティ監査役(現 任) 株式会社 F L I E 監査役(現任) 株式会社インテリックス T E I (現㈱TEI Japan) 監査役(現任) 株式会社インテリックス信用保証(現㈱再生住 宅パートナー)監査役(現任) 2022年 2 月 株式会社リコシス監査役(現任)	(1) 46,500株 (2) 46,500株
【監査役候補者とした理由】 同氏は、2003年6月より当社取締役として管理部門を担ってまいりました。また、2021年8月からは当社常勤監査役として、当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たして参りました。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループのコーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制の一層の充実のために必要不可欠であると判断し、持株会社の監査役候補者といいたしました。		

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1) 所有する当社株式数 (2) 割り当てられる持株 会社の株式数
きた むら あきら 北 村 章 (1949年9月4日生)	1972年 4 月 野村不動産株式会社入社 1994年 6 月 同社大阪支店長 1995年 6 月 同社取締役住宅企画部長 1997年 6 月 同社取締役流通事業本部長 1999年 6 月 同社常務取締役流通事業本部長 2001年 4 月 野村不動産アーバンネット株式会社代表取締役 社長 2010年10月 東京不動産業健康保険組合専務理事 2013年 7 月 朝日住宅株式会社代表取締役専務 2017年 9 月 株式会社 T H E グローバル社社外取締役 2023年 8 月 当社社外監査役（現任）	(1) 一株 (2) 一株
【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、不動産会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、2023年8月に当社監査役 に就任しております。同氏の豊富な知見や見識を活かし、経営全般に対する的確な監督と有効な助言をい ただきたく、持株会社の社外監査役候補者といたしました。		

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1) 所有する当社株式数 (2) 割り当てられる持株 会社の株式数
や た ば り ひろあき 矢田堀 浩明 (1960年7月13日生)	1987年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1991年 8 月 公認会計士登録 1999年 4 月 法政大学大学院 法政ビジネススクール 兼任講師 2002年 5 月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）パートナー 2009年 7 月 同監査法人シニアパートナー 2018年 7 月 フリービット株式会社社外監査役（現任） 2019年 3 月 愛光監査法人代表社員（現任） 2023年 2 月 一般社団法人 実践コーポレートガバナンス研究会 理事 2023年 8 月 当社社外監査役（現任） 重要な兼職状況 フリービット株式会社社外監査役 愛光監査法人代表社員	(1) 1,400株 (2) 1,400株

【社外監査役候補者とした理由】

同氏は、公認会計士として豊富な経験と知識を有していることから、2023年8月に当社監査役に就任しております。同氏の豊富な知見や見識を活かし、経営全般に対する的確な監督と有効な助言をいただきたく、持株会社の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏はこれまで、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定もありません。
2. 北村章氏及び矢田堀浩明氏は、持株会社の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、北村章氏及び矢田堀浩明氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。持株会社が設立され両氏が就任した場合には、持株会社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 持株会社が設立され、北村章氏及び矢田堀浩明氏が社外監査役に就任した場合には、持株会社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 各候補者が所有する当社の株式の数は、当期末（2025年5月31日）現在の株式数を記載しております。また、割り当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社株式数は、持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(2025年6月30日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人		
主たる事業所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階		
沿 革	1971年 9 月 太陽監査法人設立 1994年10月 グラントソントン インターナショナル加盟 2006年 1 月 ASG監査法人と合併し太陽ASG監査法人となる 2008年 7 月 有限責任組織形態に移行太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年 7 月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年 7 月 優成監査法人と合併		
概 要	資本金	530百万円	
	構成人員	代表社員・社員	95名
		特定社員	5名
		公認会計士	375名
		公認会計士試験合格者等	262名
		その他	556名
		合計	1,293名
	被監査会社数	1,113社	

- (注) 1. 太陽有限責任監査法人を持株会社の会計監査人候補者とした理由は、品質管理体制、独立性、専門性、監査体制等を総合的に検討した結果、適任と判断したためであります。
2. 持株会社が設立され、太陽有限責任監査法人が会計監査人に就任した場合には、持株会社は、同監査法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額とする予定であります。
3. 会計監査人候補者が過去2年間に受けた業務停止処分
 金融庁が2023年12月26日付で発表した処分内容の概要は、次のとおりです。
 ・契約の新規締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日)
 ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	やまもと たくや 山 本 卓 也	再任	取締役会長	94% 16／17回
2	とし なり せい じ 俊 成 誠 司	再任	代表取締役社長	100% 17／17回
3	こ やま じゅん 小 山 俊	再任	取締役 兼 執行役員	100% 17／17回
4	の ぎ ひろ かず 能 城 浩 一	再任	取締役 兼 執行役員 ソリューション事業部門担当 兼 リースバック事業部長	100% 17／17回
5	たき かわ とも やす 滝 川 智 庸	再任	取締役 兼 執行役員 設計部担当	100% 17／17回
6	お だ やす ひろ 小 田 康 敬	再任	取締役 兼 執行役員 リノヴェックスマンション事業部門担当 兼 西日本エリア統括部長	100% 17／17回
7	むら まつ じゅん や 村 松 淳 弥	再任	取締役 兼 執行役員 リノヴェックスマンション事業部門副担当 兼 東日本エリア統括部長	100% 17／17回
8	なか はらい かず なり 中 拂 一 成	再任	取締役 兼 執行役員 コーポレート部門担当 兼 財務部長 兼 業務管理部長	94% 16／17回
9	むら き てつ たろう 村 木 徹太郎	再任 社外 独立	社外取締役	100% 17／17回
10	とみ た なお こ 富 田 尚 子	再任 社外 独立	社外取締役	100% 17／17回

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	やま もと たく や 山 本 卓 也 (1954年3月17日生) 再 任	1995年 7 月 当社設立 1997年 1 月 当社代表取締役社長 2003年 4 月 株式会社イーアライアンス代表取締役 2020年 8 月 当社代表取締役会長 2022年 2 月 株式会社リコシス代表取締役社長(現任) 2022年 8 月 当社取締役会長(現任) 2023年 5 月 株式会社イーアライアンス代表取締役(現任) 重要な兼職状況 株式会社リコシス代表取締役社長 株式会社イーアライアンス代表取締役	14,100株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、1995年に当社を創業して以来、長年にわたって当社グループ経営を統括し、その経営戦略に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者となりました。	
2	とし なり せい じ 俊 成 誠 司 (1979年4月13日生) 再 任	2011年 1 月 当社入社 2015年 1 月 当社執行役員ソリューション事業部長 2015年 4 月 株式会社インテリックスプロパティ取締役(現任) 2017年 8 月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部長 2018年 1 月 株式会社インテリックス信用保証(現株式会社再生住宅パートナー)取締役(現任) 2019年 8 月 当社代表取締役副社長ソリューション事業部、リレーション事業部、事業戦略部担当兼人事・人材開発部、情報システム部管掌 2019年11月 株式会社F L I E取締役(現任) 2020年 8 月 当社代表取締役社長(現任) 株式会社インテリックス空間設計代表取締役社長 2021年 1 月 株式会社イーアライアンス代表取締役 株式会社インテリックスT E I (現株式会社TEI Japan)取締役(現任) 2023年 6 月 株式会社インテリックス空間設計取締役 (現任)	23,300株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社において財務、ソリューション事業分野を中心とした知識と経験を有しております。2015年1月の執行役員就任以来、アセットシェアリング事業の営業戦略に大きく貢献して参りました。また、2020年8月からは、当社代表取締役社長に就任しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
3	こ やま じゅん 小 山 俊 (1968年11月4日生) 再 任	1998年 4 月 当社入社 2013年 6 月 当社執行役員ソリューション営業部長 2014年 6 月 当社執行役員アセット営業部長兼ソリューション営業部長 2015年 1 月 当社執行役員アセット事業部長 2015年 4 月 株式会社インテリックスプロパティ取締役 2017年 8 月 当社取締役兼執行役員アセット事業部長 2020年 8 月 株式会社インテリックスプロパティ代表取締役社長(現任) 2022年 6 月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部門担当兼アセット事業部長 2023年10月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部門担当兼アセットソリューション事業部長 2025年 6 月 当社取締役兼執行役員(現任) 重要な兼職状況 株式会社インテリックスプロパティ代表取締役社長	33,800株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社において営業部門を中心とした豊富な知識と経験を有しております。2013年6月の執行役員就任以来、アセット事業の営業戦略に大きく貢献して参りました。また、2017年8月には取締役役に就任し、アセット事業部を担当しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	の ぎ ひろ かず 能城浩一 (1972年5月1日生) 再任	2005年 6 月 当社入社 2011年 6 月 当社執行役員財務部長 2013年 9 月 当社執行役員大阪営業部長 2015年 9 月 当社アセット事業部 部長 2018年 6 月 当社執行役員リースバック事業部長 2021年 6 月 当社執行役員リースバック事業部長兼ソリューション事業部長 2021年 7 月 当社執行役員ソリューション事業部門担当兼リースバック事業部長兼ソリューション事業部長 2021年 8 月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部門担当兼リースバック事業部長兼ソリューション事業部長 2022年 5 月 株式会社再生住宅流通機構(現株式会社再生住宅パートナー)代表取締役社長(現任) 2022年 6 月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部門副担当兼リースバック事業部長 2024年 4 月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部門副担当兼リースバック事業部長兼ホテル事業室長 2024年 8 月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部門副担当兼リースバック事業部長 2025年 6 月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部門担当兼リースバック事業部長(現任) 重要な兼職状況 株式会社再生住宅パートナー代表取締役社長	10,500株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社において財務、営業部門を中心とした豊富な知識と経験を有しております。2011年6月の執行役員就任以来、財務戦略やリースバック事業の営業戦略に大きく貢献して参りました。また、2021年8月には取締役就任し、ソリューション事業部門及びリースバック事業部を担当しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する当社株式の数	
5	たき かわ とも やす 滝川智庸 (1959年9月14日生) 再任	1998年 5 月	株式会社インテリックス空間設計入社	25,100株	
		2001年 2 月	株式会社インテリックス空間設計取締役		
6	お だ やす ひろ 小田康敬 (1958年1月10日生) 再任	2012年 8 月	当社取締役	1,400株	
		2023年 6 月	株式会社インテリックス空間設計代表取締役社長(現任)		
		2023年 8 月	当社取締役兼執行役員設計部担当(現任)		
		2023年12月	株式会社リコシス取締役(現任)		
		重要な兼職状況 株式会社インテリックス空間設計代表取締役社長			
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、2001年より当社子会社である株式会社インテリックス空間設計の取締役として、リノベーションに係る事業戦略に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者となりました。			
		1980年 4 月	三井不動産販売株式会社(現三井不動産リアルティ株式会社)入社		1,400株
		2008年 4 月	同社リハウス第二本部部長		
		2011年 4 月	同社執行役員住宅流通統括本部首都圏営業 統括二部長		
		2013年 4 月	三井不動産リアルティ九州株式会社代表取締役社長		
2016年 4 月	三井不動産リアルティ株式会社執行役員地域流通営業本部長				
2018年 4 月	同社上席執行役員ソリューション事業本部 副本部長				
2020年 4 月	同社上席執行役員横浜支店長				
2022年 4 月	同社役員室理事				
2023年 4 月	当社執行役員リノヴェックスマンション事業部門担当兼西日本エリア統括部長兼営業第四部長				
2023年 8 月	当社取締役兼執行役員リノヴェックスマンション事業部門担当兼西日本エリア統括部長(現任)				
【取締役候補者とした理由】 同氏は、企業経営や不動産関連事業に関する豊富な業務経験と幅広い見識を有しております。2023年8月には当社取締役に就任し、リノヴェックスマンション事業部門を担当しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者となりました。					

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数		
7	むらまつじゅんや 村松淳弥 (1969年6月14日生) 再任	2005年 1 月	当社入社	5,500株	
		2011年 6 月	当社執行役員横浜店第 2 営業部長		
		2016年 9 月	当社執行役員渋谷第 1 営業部長兼人事・人材開発部長		
		2017年 7 月	当社執行役員渋谷第 1 営業部長兼横浜営業部長兼人事・人材開発部長		
		2018年 6 月	当社執行役員人事・人材開発部長		
		2018年 8 月	株式会社インテリックス空間設計取締役(現任)		
		2020年 8 月	株式会社インテリックス住宅販売取締役		
		2021年10月	当社執行役員人事総務部長		
		2023年 6 月	当社執行役員リノヴェックスマンション事業部門副担当兼東日本エリア統括部長兼営業企画部長兼リレーション事業部担当		
		2023年 7 月	株式会社 F L I E 取締役(現任)		
		2023年 8 月	当社取締役兼執行役員リノヴェックスマンション事業部門副担当兼東日本エリア統括部長兼営業企画部担当兼リレーション事業部担当		
		2024年 6 月	当社取締役兼執行役員リノヴェックスマンション事業部門副担当兼東日本エリア統括部長兼営業企画部担当		
		2024年 8 月	当社取締役兼執行役員リノヴェックスマンション事業部門副担当兼東日本エリア統括部長(現任)		
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社において営業部門を中心とした豊富な知識と経験を有しております。2011年6月の執行役員就任以来、リノヴェックスマンション事業の強化や人材育成に大きく貢献して参りました。2023年8月には取締役に就任し、リノヴェックスマンション事業部門を担当しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数	
8	なか はらい かず なり 中 拂 一 成 (1971年2月19日生) 再 任	2003年 1 月	当社入社	3,700株
		2018年 6 月	当社執行役員管理部門財務部長兼業務管理部長	
		2019年 6 月	当社執行役員管理部門担当兼財務部長兼業務管理部長	
		2022年 4 月	株式会社リコシス執行役員財務経理部長兼企画開発部長	
		2023年 6 月	当社執行役員コーポレート部門担当兼財務部長兼人事総務部長	
			株式会社リコシス執行役員財務経理部長(現任)	
		2023年 7 月	株式会社インテリックスプロパティ取締役(現任)	
		2023年 8 月	当社取締役兼執行役員コーポレート部門担当兼財務部長兼人事総務部長	
2024年 8 月	当社取締役兼執行役員コーポレート部門担当兼財務部長			
2025年 6 月	当社取締役兼執行役員コーポレート部門担当兼財務部長兼業務管理部長(現任)			
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社において管理部門における豊富な経験・知識を有しております。2018年6月の執行役員就任以来、財務戦略等に大きく貢献して参りました。また、2023年8月には取締役に就任し、コーポレート部門を担当しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	むら き てつ た ろ う 村 木 徹太郎 (1965年3月17日生)	1991年 7 月 スイス銀証券会社東京支店(現ＵＢＳ証券株式会社)入社 1996年 9 月 世界銀行グループ入行 2001年 6 月 ハーバード大学行政大学院(ケネディスクール)ＭＰＡ取得 2002年 5 月 イデアキャピタル株式会社 代表パートナー 2003年 7 月 株式会社産業再生機構入社 マネージングディレクター 2004年 5 月 株式会社カネボウ化粧品 取締役兼執行役 最高財務責任者（ＣＦＯ） 2007年 9 月 株式会社東京証券取引所グループ入社 経営企画部企画統括役 2009年 5 月 株式会社ＴＯＫＹＯ Ａ Ｉ Ｍ取引所 代表取締役社長 2012年10月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 専務執行役員 2012年12月 同社 専務執行役員兼シンガポール支店長 2016年 3 月 株式会社パラマウント・エイム 代表取締役(現任) 2017年 8 月 当社社外取締役(現任) 重要な兼職状況 株式会社パラマウント・エイム 代表取締役	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、会社経営者としての幅広い経験、見識を有しております。2017年8月の社外取締役就任以来、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の充実のために必要不可欠であることから、引き続き同様の役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
10	とみ た なお こ 富 田 尚 子 (1964年8月3日生) 再任 社外 独立役員	1988年 4 月 三井生命保険相互会社(現大樹生命保険株式会社)入社 1994年 1 月 トーマツ／デロイト&トウシュ LLP, NY 入所 1997年 2 月 興銀インベストメント株式会社 入社 1999年12月 株式会社クレイフィッシュ 取締役 最高財務責任者 2001年 9 月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク ディレクター 2003年 8 月 株式会社産業再生機構 プロフェッショナル・オフィス シニアマネージャー 2004年 9 月 株式会社オーシーシー 社外取締役 2007年 4 月 株式会社バンダイナムコホールディングス エグゼクティブ・アドバイザー 2015年 8 月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社 シニア・ディレクター 2016年 7 月 金融庁 監督局総務課主任専門検査官 兼 監督調査室調査企画第2課長補佐 金融研究センター管理官 2019年12月 DNX Ventures Chief Financial Officer 2021年12月 株式会社WHI Holdings 取締役 監査等委員(現任) 2022年 8 月 当社社外取締役(現任) 2024年 5 月 株式会社ワールド社外取締役 監査等委員(現任) 2024年10月 Y&N Management株式会社 代表取締役(現任) 2025年 4 月 嘉悦大学 大学院ビジネス創造研究科 経営経済学部教授(現任) 重要な兼職状況 株式会社WHI Holdings 取締役 監査等委員 株式会社ワールド社外取締役 監査等委員 Y&N Management株式会社 代表取締役 嘉悦大学 大学院ビジネス創造研究科 経営経済学部 教授	一株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、会社経営者としての幅広い経験、見識を有しております。2022年8月の社外取締役就任以来、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の充実のために必要不可欠であることから、引き続き同様の役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村木徹太郎氏及び富田尚子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村木徹太郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
4. 富田尚子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、村木徹太郎氏及び富田尚子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。両氏が再任された場合、当社は、両氏の独立役員としての指定を継続する予定であります。
6. 当社は、村木徹太郎氏及び富田尚子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 富田尚子氏の戸籍上の氏名は富田尚子であります。
8. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約及び保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（D&O保険）は締結しておりません。
9. 各候補者が所有する当社の株式の数は、当期末（2025年5月31日）現在の株式数を記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 鶴田豊彦氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
つる た とよ ひこ 鶴 田 豊 彦 (1957年9月25日生) 再 任	2002年 9 月 当社入社 2003年 6 月 当社取締役経営企画部長 2005年12月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長 2010年 8 月 当社専務取締役管理部門担当兼経営企画部長 2019年 6 月 当社専務取締役コーポレート・ガバナンス推進担当兼IR 部管掌 2021年 8 月 当社常勤監査役(現任) 株式会社インテリックス空間設計監査役(現任) 株式会社インテリックスプロパティ 監査役(現任) 株式会社F L I E 監査役(現任) 株式会社インテリックスT E I (現㈱TEI Japan)監査役(現任) 株式会社インテリックス信用保証(現㈱再生住宅パートナー) 監査役(現任) 2022年 2 月 株式会社リコシス監査役(現任)	46,500株
【監査役候補者とした理由】 同氏は、2003年6月より当社取締役として管理部門を担ってまいりました。また、2021年8月からは当社常勤監査役として、当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たして参りました。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループのコーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制の一層の充実のために必要不可欠であると判断し、引き続き監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約及び保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約(D&O保険)は締結しておりません。
3. 「所有する当社の株式の数」については、2025年5月31日現在の所有株式数を記載しております。

＜ご参考＞

取締役・監査役のスキルマトリックス

取締役会が適時、適切な意思決定を行い、かつ実効性の高い監視、監督機能を発揮すべく、現時点の取締役会にとって重要と考えるスキルを①企業経営、②当社事業・業界経験、③財務・会計・ファイナンス、④法務・リスクマネジメント、⑤ESGサステナビリティの5つを定義しております。

上記5つのスキルについて、取締役・監査役（候補者を含む）が現在有し、特に発揮をすることが期待されるスキルの一覧は下表のとおりです。

2025年8月26日 定時株主総会後の当社取締役・監査役（予定）

氏 名	当社における地位	企業経営	当社事業・ 業界経験	財務・会計・ ファイナンス	法務・リスク マネジメント	ESGサステ ナビリティ
山 本 卓 也	取 締 役 会 長	●	●			●
俊 成 誠 司	代表取締役社長	●	●			●
小 山 俊	取 締 役	●	●			
能 城 浩 一	取 締 役	●	●			
滝 川 智 庸	取 締 役	●	●			●
小 田 康 敬	取 締 役	●	●			
村 松 淳 弥	取 締 役	●	●			●
中 拂 一 成	取 締 役	●	●	●		
村 木 徹太郎	取 締 役(社外)	●		●	●	
富 田 尚 子	取 締 役(社外)	●		●	●	
鶴 田 豊 彦	常 勤 監 査 役	●			●	●
北 村 章	監 査 役(社外)	●	●			
矢田堀 浩 明	監 査 役(社外)			●	●	●

※各人の有するスキルのうち主なもの最大3つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

以 上

事業報告

(2024年6月1日から)
(2025年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

連結会計年度（2024年6月1日～2025年5月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により総じて緩やかに回復しているものの、米国関税引き上げや物価上昇等、懸念される状況が続いております。

東日本不動産流通機構（東日本レインズ）によりますと、首都圏の中古マンション市場は、成約価格が2025年5月において前年同期を9.9%上回り、また、成約件数は当該期（2024年6月～2025年5月）において前年同期から12.0%上回り活況を呈しております。

リノベーション事業分野におけるリノヴェックスマンション販売は、平均販売価格が2,940万円となり前期から5.0%上昇したものの、前期において滞留物件の売却を先行し仕入を厳選した影響を受け、当期の販売件数は前期比6.8%減の1,052件となり、当該売上高は前期比2.1%減となりました。しかしながら、同事業分野のその他事業として、インテリックス空間設計によるリノベーション内装事業や、再生住宅パートナーによる買取再販共同事業の売上伸長により、リノベーション事業分野全体の売上高は前期比1.0%増となりました。また、ソリューション事業分野において、一棟収益物件の売却、不動産小口化商品「アセットシェアリング」の組成、加えて、再生住宅パートナーによる収益物件共同事業や高稼働率で推移するホテル事業の増収等を要因として、同事業分野の売上高は、前期比22.2%増となりました。それらの結果、当期における連結売上高は、前期比4.9%の増収となりました。

利益面では、リノヴェックスマンション販売において、前期に滞留物件の早期売却を行い鮮度の高いものへと入替えを実施した結果、当期の利益率が大きく改善したことに加え、一棟収益物件の売却をはじめとするソリューション事業分野の利益が大幅に増加したことによりまして、連結での売上総利益は前期比36.7%の増益となりました。そして、営業利益は、販売費及び一般管理費の前期比14.0%増を吸収し、前期の2.5倍の増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、前期比4.9%増の447億93百

万円となり、営業利益が前期から2.5倍の23億86百万円、経常利益が前期から3.5倍の21億66百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前期から4倍の16億67百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(リノベーション事業分野)

当事業分野における物件販売の売上高は、リノヴェックスマンションの販売件数の減少により、前期比2.1%減の309億49百万円となりました。同事業分野における賃貸収入の売上高は、同10.2%増の1億27百万円となりました。また、同事業分野におけるその他収入の売上高は、買取再販共同事業等やリノベーション内装事業、F L I Eによる不動産売買プラットフォーム事業等により、同32.2%増の40億40百万円となりました。

これらの結果、当事業分野における売上高は同1.0%増の351億17百万円となりました。また、同事業分野の営業利益は、リノヴェックスマンション販売の利益率が改善したことや同事業分野の事業拡大により、同100.1%増の11億1百万円となりました。

(ソリューション事業分野)

当事業分野における物件販売の売上高は、一棟収益物件の売却、不動産小口化商品「アセットシェアリング」シリーズの組成等があったものの、前期比で1.2%減の51億99百万円となりました。同事業分野における賃貸収入の売上高は、同3.6%増の9億76百万円となりました。また、同事業分野におけるその他収入の売上高は、収益物件共同事業の大幅な増加や堅調なホテル事業の売上寄与により、同103.7%増の35億円となりました。

これらの結果、当事業分野における売上高は同22.2%増の96億76百万円となりました。また、同事業分野の営業利益は一棟収益物件の大幅な利益寄与もあり同80.3%増の22億4百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、28億64百万円で、その主なものは、賃貸用不動産・開発用地の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、主に不動産物件の取得資金として、金融機関より短期借入金として294億円、長期借入金として113億円の調達を行いました。また、2025年3月に「第19回無担保社債」2億円、2025年5月に「第20回無担保社債」2億円を発行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2022年5月期)	第 28 期 (2023年5月期)	第 29 期 (2024年5月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (2025年5月期)
売 上 高 (百万円)	36,139	41,236	42,702	44,793
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	643	100	414	1,667
1株当たり当期純利益 (円)	74.55	11.65	50.04	206.54
総 資 産 (百万円)	40,932	45,629	40,710	52,663
純 資 産 (百万円)	11,978	11,774	11,872	13,621
1株当たり純資産額 (円)	1,381.47	1,403.89	1,479.04	1,650.38

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社インテリックス空間設計	20百万円	100.0%	内装工事の企画・設計・施工
株式会社インテリックスプロパティ	10百万円	100.0%	不 動 産 の 管 理 業
株式会社再生住宅パートナー	100百万円	100.0%	買 取 再 販 支 援
株 式 会 社 F L I E	10百万円	100.0%	不動産売買プラットフォームの運営
株 式 会 社 T E I J a p a n	50百万円	100.0%	建築物の温熱環境に関する情報提供サービス
株 式 会 社 リ コ シ ス	80百万円	100.0%	省エネルギーソリューションの開発及びフランチャイズ事業

(注) 1. 株式会社リコシスは、議決権のない優先株式等の種類株式を発行しております。議決権比率については、議決権のない優先株式等の種類株式を除いて算出しております。

2. 株式会社リコシスは、2025年3月31日付で120百万円の増資を行い、同年5月20日付で70百万円の減資を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、2026年5月期において、持続的な成長に向けた経営基盤の構築と事業の拡充を重点方針として掲げております。具体的には、事業ポートフォリオの拡充、積極的な仕入による規模の拡大、人的資本経営の実践を中心に取り組んでまいります。

また、2025年は、当社が創立30周年を迎えるにあたり、次の10年そしてその先を見据えて、より機動的に経営を実践し、かつより強度の高いガバナンス体制の構築、次世代経営者の育成を推進するために、持株会社体制への移行を行う予定であります。本移行により、持株会社は、経営戦略の策定、グループ事業会社の支援、及び不動産DX分野や省エネリノベーション分野をはじめとする不動産業界の様々なソリューションサービスの提供、より快適な住まいづくりを加速させるM&Aや、新規事業創出を含む戦略投資の拡大に注力してまいります。一方で、事業会社は、事業運営に専念し、環境変化に迅速に対応しながら独立した形で収益の拡大を目指していくグループ経営体制を構築していきたいと考えております。このような企業体制への移行を推進することで、経営資源配分の最適化を図り、当社グループ全体の価値向上と持続的な成長を実現してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

当社グループは、主に首都圏エリア（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）及び、札幌、仙台、名古屋、大阪、京都、広島、福岡の各地域において、築年数の経過した中古マンションを仕入れ、高品質な内装を施し、「リノヴェックスマンション」として販売しております。（「リノヴェックス」は当社の登録商標です。）毎年マンションストックが増加する中、中古マンションに「リノベーション（再生）」という新たな価値を付加することにより、中古マンションの円滑な流通を促進することを目的としております。

具体的なビジネスの流れといたしましては、中古マンションを主に個人の方から、不動産仲介会社を通じて、一戸単位で当社が仕入れ、その後、最適なりノベーション（再生）プランを作成し、子会社である株式会社インテリックス空間設計で高品質なりノヴェックス内装を施した上で、再度、不動産仲介会社を通じて一般のお客様に販売しております。仕入及び販売に際しては、主として大手不動産仲介会社及び各地域の不動産仲介会社とのネットワークを通じて展開しております。

当社グループが提供する「リノヴェックスマンション」の特長は、従来から流通している中古マンションのようなリフォーム（表面的な内装）に止まらず、物件の状態に応じて、間取りの変更や目に見えない給排水管の交換等に至るまで老朽化・陳腐化した箇所を更新しリノベーション（再生）することにより、商品価値を高めて販売する点にあります。施工した全ての物件に対しては、部位別に、工事の内容に応じて、1年から最長20年の「アフターサービス保証」を付けており、購入時に抱える不安要素（永住性や資産性など）を払拭し、顧客満足度の高い住宅の供給を行っております。

また、収益不動産の売買及び賃貸事業やリースバック事業、不動産特定共同事業法に基づく不動産の小口化商品の販売事業、買取再販共同事業、収益物件共同事業、ホテル等の宿泊事業並びにリノベーション内装の請負事業等を営んでおります。

事業区分	事業内容
リノベーション事業分野	・中古マンション・戸建の再生販売・賃貸・仲介事業 ・リノベーション内装事業、買取再販共同事業 ・F L I E（不動産売買プラットフォーム）事業
ソリューション事業分野	・その他不動産事業（一棟、土地等）の開発・販売・賃貸・管理・仲介事業 ・新築分譲マンションの開発・販売事業 ・リースバック事業、収益物件共同事業 ・アセットシェアリング事業 ・ホテル等の宿泊事業

(6) 主要な営業所（2025年5月31日現在）

当 社	本社・渋谷本店：東京都渋谷区 札幌店：札幌市中央区、仙台店：仙台市青葉区 横浜店：横浜市中区、名古屋店：名古屋市中区、 大阪店：大阪市北区、京都事業所：京都市下京区、 広島店：広島市中区、福岡店：福岡市中央区
株式会社インテリックス空間設計	本社：東京都目黒区、渋谷店：東京都渋谷区 横浜店：横浜市中区、青山店：東京都渋谷区
株式会社インテリックスプロパティ	本社：東京都渋谷区
株式会社再生住宅パートナー	本社：東京都中央区、大阪店：大阪府東大阪市
株式会社 F L I E	本社：東京都中央区、大阪店：大阪市北区
株式会社 T E I J a p a n	本社：東京都中央区
株式会社 リ コ シ ス	本社：東京都中央区

(7) 使用人の状況（2025年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
リノベーション事業分野	239名	5名減
ソリューション事業分野	39名	2名減
全社（共通）	33名	1名減
合 計	311名	8名減

（注）使用人数は就業人数であり、パート職員は、その重要性が低いため記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
195名	18名減	37.3歳	6.7年

(8) 主要な借入先の状況（2025年5月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	8,641百万円
株式会社三井住友銀行	3,797
城北信用金庫	2,017
株式会社りそな銀行	1,905
株式会社みなと銀行	1,652

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年2月25日をもって、本社を東京都渋谷区桜丘町3番2号に移転しました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 17,500,000株
- ② 発行済株式の総数 8,932,100株
- ③ 株主数 5,847名（前期末比995名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 イ ー ア ラ イ ア ン ス	3,799,500株	46.92%
イ ン テ リ ッ ク ス 従 業 員 持 株 会	180,800	2.23
嶋 崎 弘 之	129,200	1.60
鈴 木 智 博	102,000	1.26
内 藤 征 吾	71,626	0.88
北 沢 産 業 株 式 会 社	71,400	0.88
北 川 順 子	67,800	0.84
宇 藤 秀 樹	63,000	0.78
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	57,000	0.70
鶴 田 豊 彦	46,500	0.57

- （注） 1. 自己株式（834,609株）を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式（834,609株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	13,800株	7名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、52頁「③ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
取 締 役 会 長	山 本 卓 也	株式会社リコシス代表取締役社長 株式会社イーアライアンス代表取締役
代 表 取 締 役 社 長	俊 成 誠 司	
取 締 役	小 山 俊	執行役員 ソリューション事業部門担当 兼 ア セットソリューション事業部長 株式会社インテリックスプロパティ代表取締 役社長
取 締 役	能 城 浩 一	執行役員 ソリューション事業部門副担当 兼 リースバック事業部長 株式会社再生住宅パートナー代表取締役社長
取 締 役	滝 川 智 庸	執行役員 設計部担当 株式会社インテリックス空間設計代表取締役 社長
取 締 役	小 田 康 敬	執行役員 リノヴェックスマンション事業部 門担当 兼 西日本エリア統括部長
取 締 役	村 松 淳 弥	執行役員 リノヴェックスマンション事業部 門副担当 兼 東日本エリア統括部長
取 締 役	中 拂 一 成	執行役員 コーポレート部門担当 兼 財務部長
取 締 役	村 木 徹 太 郎	株式会社パラマウント・エム代表取締役
取 締 役	富 田 尚 子	株式会社WHI Holdings 取締役 監査等委員 株式会社ワールド社外取締役 監査等委員 Y&N Management株式会社 代表取締役 嘉悦大学 大学院ビジネス創造研究科 経営経 済学部 教授
常 勤 監 査 役	鶴 田 豊 彦	
監 査 役	北 村 章	
監 査 役	矢 田 堀 浩 明	フリービット株式会社 社外監査役 愛光監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役村木徹太郎氏及び富田尚子氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を株式
会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりま
す。
2. 監査役北村章氏及び矢田堀浩明氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を株式会
社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりま
す。
3. 監査役矢田堀浩明氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度
の知見を有するものであります。
4. 2024年8月27日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、取締役西名武彦氏は任

期満了により、監査役飯村修也氏は辞任により退任いたしました。

5. 当社は、補償契約及び役員等賠償責任保険契約（D&O保険）は締結しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、取締役会において下記方針につき決議しております。当該決議に際しては、独立社外取締役が議長を務める指名報酬委員会の審議を経ております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法が当該方針と整合していること及び決定された報酬等が指名報酬委員会における審査、評価を経たものであることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

- ・基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、常勤、非常勤の別、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。
- ・役員賞与は、対象取締役に對する現金賞与で、当該事業年度の連結経常利益が過去5年間平均の連結経常利益を上回った場合に、当該事業年度の連結経常利益（役員賞与計上前の連結経常利益の額）の1.5%を総額としたうえ、役位、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。
- ・株式報酬は、対象取締役に對する譲渡制限付株式報酬制度に基づくもので、当該事業年度の連結経常利益の1.5%を総額としたうえ、役位、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。なお、譲渡制限期間は3年とし、原則として譲渡制限期間が満了した時点で解除することとします。

社外取締役に對する報酬につきましては、客観的視点での経営判断の妥当性、監督等を適切に行うため、独立性の確保を考慮し、固定報酬のみとしております。

また、各取締役の報酬の額は、独立社外取締役が議長を務める「指名報酬委員会」において審議のうえ、取締役会で決定しております。

各監査役に對する報酬につきましては、取締役の職務の執行を監査する権限を

有する独立の立場を考慮し、固定報酬のみとしております。また、各監査役の報酬等の額は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を勘案し、監査役の協議により決定しております。

ロ. 報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額（千円）			報酬等の総額 （千円）
		固定報酬	役員賞与 （業績連動報酬等）	株式報酬 （業績連動報酬等） （非金銭報酬等）	
取締役 （うち、社外取締役）	10名 （3）	141,900 （8,100）	33,034 （―）	10,110 （―）	185,044 （8,100）
監査役 （うち、社外監査役）	4名 （3）	20,250 （6,750）	―	―	20,250 （6,750）
合計 （うち社外役員）	14名 （6）	162,150 （14,850）	33,034 （―）	10,110 （―）	205,294 （14,850）

- （注） 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役10名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。なお、上記支給人員には、2024年8月27日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名並びに辞任により退任した監査役1名を含み、無報酬の取締役1名を除いております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動型の報酬である役員賞与及び株式報酬に係る業績指標は、財務活動も含む総合的な収益力の向上を重視し、連結経常利益を選定しております。なお、連結経常利益の実績は、59頁「連結損益計算書」に記載のとおりです。
4. 役員賞与は業務執行取締役に対する現金賞与であり、当該事業年度の連結経常利益が過去5年間平均の連結経常利益を上回った場合に、当該事業年度の連結経常利益（役員賞与計上前の連結経常利益の額）の1.5%を総額としたうえ、役位、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。
5. 上記「役員賞与」の額には、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
6. 株式報酬は、業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づくもので、当該事業年度の連結経常利益の1.5%を総額としたうえ、役位、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。なお、譲渡制限期間は3年とし、原則として譲渡制限期間が満了した時点で解除することとします。また、当事業年度における交付状況は、50頁「⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しており、上記「株式報酬」の額には、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

7. 取締役の報酬限度額は、2007年8月23日開催の第12回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。）と定めております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。また、2020年8月27日開催の第25回定時株主総会において、取締役に対する賞与を上記報酬限度額の枠内で支給すること、及び、当該報酬限度額とは別枠で業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を年額100百万円以内（割り当てる株式数の上限は年5万株以内）と定めております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は5名であります。
8. 監査役の報酬限度額は、2003年8月19日開催の第8回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先及び当該兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先
取 締 役	村 木 徹 太 郎	株式会社パラマウント・エイム代表取締役
取 締 役	富 田 尚 子	株式会社WHI Holdings 取締役 監査等委員 株式会社ワールド社外取締役 監査等委員 Y&N Management株式会社 代表取締役 嘉悦大学 大学院ビジネス創造研究科 経営経済学部 教授
監 査 役	矢 田 堀 浩 明	フリービット株式会社社外監査役 愛光監査法人代表社員

（注）社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (独立役員)	村 木 徹 太 郎	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献するなど、同氏に期待される役割を適切に果たしております。
取締役 (独立役員)	富 田 尚 子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献するなど、同氏に期待される役割を適切に果たしております。
監査役 (独立役員)	北 村 章	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また監査役会17回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。
監査役 (独立役員)	矢 田 堀 浩 明	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また監査役会17回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

⑤ 会計監査人が過去２年間に業務停止処分を受けた場合における当該処分に係る事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の概要

イ. 処分の対象者

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務停止３カ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止３カ月（2024年１月１日から同年３月31日）

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書に記載された財務書類等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う。」旨、定款で定めております。

剰余金の配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、将来の事業拡大のための財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、積極的な利益還元を行ってまいります。具体的には、投資家の皆様には、目先の利益変動による配当金のぶれを少なくし、中長期的に株式を安心して保有いただくため、配当性向30％前後を目指しながらも安定した形での配当を行っていきたいと考えております。

なお、2025年５月期の期末配当金につきましては、好調な業績結果を踏まえ普通配当金として１株当たり22円、創立30周年の記念配当として7円、合わせて29円とさせていただきます。その結果、１株当たりの年間配当は46円となりました。

.....
本事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	35,579,980	流 動 負 債	20,069,324
現 金 及 び 預 金	5,534,385	買 掛 金	973,598
売 掛 金	504,277	短 期 借 入 金	14,546,109
販 売 用 不 動 産	28,563,489	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	206,000
前 渡 金	492,460	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,825,593
そ の 他	486,158	未 払 法 人 税 等	810,839
貸 倒 引 当 金	△791	契 約 負 債	297,507
		アフターサービス保証引当金	39,297
		そ の 他	1,370,378
固 定 資 産	17,083,334	固 定 負 債	18,972,043
有 形 固 定 資 産	14,511,901	社 債	594,000
建 物 及 び 構 築 物	4,128,599	長 期 借 入 金	17,880,580
土 地	10,225,389	資 産 除 去 債 務	93,277
リ ー ス 資 産	35,030	そ の 他	404,185
建 設 仮 勘 定	78,531	負 債 合 計	39,041,368
そ の 他	44,350	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	16,463	株 主 資 本	13,302,941
そ の 他	16,463	資 本 金	2,253,779
投 資 そ の 他 の 資 産	2,554,969	資 本 剰 余 金	2,454,223
投 資 有 価 証 券	1,119,950	利 益 剰 余 金	9,076,415
繰 延 税 金 資 産	276,013	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,076,415
そ の 他	1,163,931	オープンイノベーション促進積立金	22,256
貸 倒 引 当 金	△4,926	繰 越 利 益 剰 余 金	9,054,159
		自 己 株 式	△481,476
資 産 合 計	52,663,315	その他の包括利益累計額	61,006
		その他有価証券評価差額金	61,006
		非 支 配 株 主 持 分	258,000
		純 資 産 合 計	13,621,947
		負 債 純 資 産 合 計	52,663,315

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	44,793,776
売上原価	36,822,613
売上総利益	7,971,162
販売費及び一般管理費	5,584,654
営業利益	2,386,508
営業外収益	
受取利息及び配当金	9,480
投資有価証券売却益	2,006
違約金収入	27,613
業務委託料	12,818
補助金収入	143,190
受取手数料	5,393
匿名組合投資利益	232,791
その他	19,141
営業外費用	452,435
支払利息	484,113
支払手数料	140,480
その他	47,426
経常利益	672,020
特別利益	2,166,922
固定資産売却益	13,982
資産除去債務戻入益	15,000
移転補償金	318,060
特別損失	347,042
固定資産処分損	57,358
本社移転費用	59,363
税金等調整前当期純利益	116,721
法人税、住民税及び事業税	2,397,243
法人税等調整額	841,230
当期純利益	△111,278
非支配株主に帰属する当期純利益	729,952
親会社株主に帰属する当期純利益	1,667,290
	-
	1,667,290

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	30,044,710	流 動 負 債	17,769,125
現金及び預金	3,890,494	買掛金	852,401
売掛金	168,068	短期借入金	13,384,419
販売用不動産	24,896,736	1年内償還予定の社債	206,000
前渡金	448,260	1年内返済予定の長期借入金	1,304,829
前払費用	202,320	未払金	384,368
その他	439,621	未払費用	633,064
貸倒引当金	△791	未払法人税等	640,281
固 定 資 産	16,839,278	契約負債	166,203
有 形 固 定 資 産	13,884,952	アフターサービス保証引当金	15,808
建物	3,863,076	その他	181,748
構築物	385	固 定 負 債	16,834,829
工具、器具及び備品	29,867	社債	594,000
有形リース資産	35,030	長期借入金	15,801,476
土地	9,898,060	資産除去債務	93,277
建設仮勘定	58,531	長期預り敷金保証金	205,780
無 形 固 定 資 産	12,280	その他	140,295
ソフトウェア	10,948	負 債 合 計	34,603,955
電話加入権	1,332	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,942,045	株 主 資 本	12,219,027
投資有価証券	1,119,950	資本金	2,253,779
関係会社株式	134,336	資本剰余金	2,454,223
出資金	110,290	資本準備金	2,362,627
関係会社長期貸付金	430,000	その他資本剰余金	91,595
長期前払費用	44,474	利 益 剰 余 金	7,992,501
繰延税金資産	182,363	その他利益剰余金	7,992,501
敷金及び保証金	311,633	オープンイノベーション促進積立金	22,256
その他	643,924	繰越利益剰余金	7,970,245
貸倒引当金	△34,926	自 己 株 式	△481,476
資 産 合 計	46,883,989	評価・換算差額等	61,006
		その他有価証券評価差額金	61,006
		純 資 産 合 計	12,280,033
		負 債 純 資 産 合 計	46,883,989

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月22日

株式会社インテリックス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鶴 見 寛

公認会計士

島 津 慎一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インテリックスの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インテリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 7 月22日

株式会社インテリックス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 見 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島 津 慎一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インテリックスの2024年6月1日から2025年5月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等に於いて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月24日

株式会社インテリックス 監査役会

常勤監査役 鶴田 豊彦 (印)

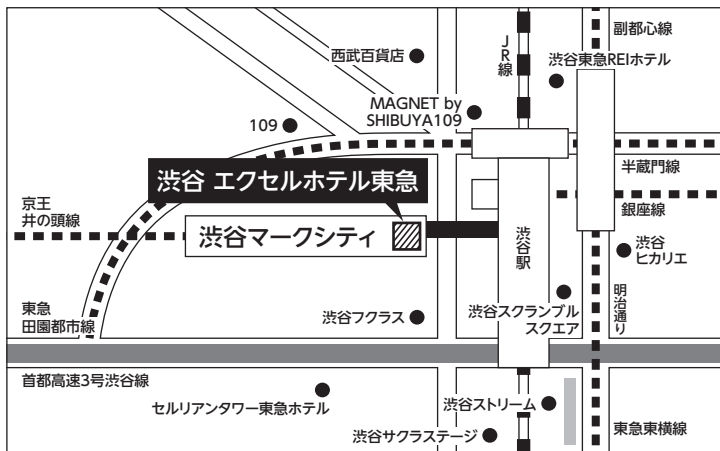
監査役(社外監査役) 北村 章 (印)

監査役(社外監査役) 矢田堀 浩明 (印)

以上

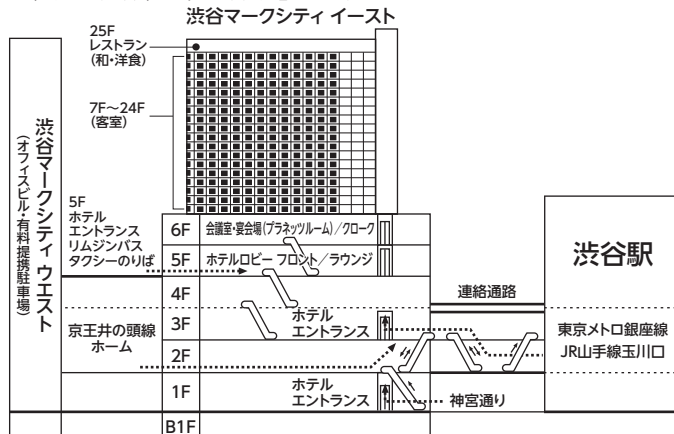
株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区道玄坂一丁目12番 2 号
 渋谷エクセルホテル東急 6 階 プラネッツルーム
 T E L：03-5457-0109



交通のご案内

- J R（山手線・埼京線）・東京メトロ（銀座線・半蔵門線・副都心線）・東急（東横線・田園都市線）「渋谷駅」直結
- 京王（井の頭線）「渋谷駅」上部



- 1 階又は 3 階からエクセルホテル専用エレベーターにて 6 階にお越しく下さい。